

いばらき

令和3年度からの介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者やその家族を社会全体で支えたと共に、できるだけ従来の生活を送ることができるように介護予防を通じて支援する制度です。

65歳以上の方の介護保険料は、町の介護を必要とする人の見込みや、それに見合った介護サービスの整備状況などを勘案し、介護サービス費用等の総額や被保険者人数の見込みから算出された基準額をもとに3年ごとに決定されます。

令和3年度から令和5年度までの3年間、65歳以上の方の介護保険料を改正することとなりましたのでお知らせします（下記の表をご覧ください）。

【令和3年度～令和5年度所得段階別保険料】

保険料の額は第5段階を基準額とし、所得に応じた負担になるように、本人の所得や世帯の住民税課税状況などによって、各段階に分かれます。

所得段階区分	対象者		保険料額		
	世帯	本人	保険料率	年 額	
第1段階	住民税非課税世帯	本人住民税非課税	生活保護の受給者	基準額×0.3	21,300円
第2段階	住民税非課税世帯	本人住民税非課税	合計所得金額 + 課税対象者年金収入額	基準額×0.5	35,600円
第3段階					
第4段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×0.7	49,800円
第5段階 (基準額)					
第6段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×0.9	64,000円
第7段階					
第8段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×1.0	71,200円
第9段階					
第10段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×1.2	85,400円
第11段階					
第12段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×1.3	92,500円
第13段階					
第14段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×1.5	106,800円
第15段階					
第16段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×1.7	121,000円
第17段階					
第18段階	住民税課税世帯	本人住民税課税	合計所得金額	基準額×1.8	128,100円
第19段階					

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0として計算します。

【保険料年額の算定方法】

基準額（月額）5,935円×12月×保険料率（100円未満は切り捨て）

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）